

公益社団法人新潟県助産師会定款

目次

第1章	総則（第1条－第4条）
第2章	会員（第5条－第11条）
第3章	総会（第12条－第20条）
第4章	役員（第21条－第29条）
第5章	理事会（第30条－第36条）
第6章	委員会（第37条）
第7章	財産及び会計（第38条－第41条）
第8章	定款の変更及び解散（第42条－第46条）
第9章	公告の方法（第47条）
第10章	事務局その他（第48条－第49条）
第11章	情報公開及び個人情報保護（第50条－第51条）
第12章	附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人新潟県助産師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

(目的)

第3条 本会は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、新潟県における助産及び母子保健領域

の活動開発・展開をおこなうことにより、県民の健康な生活実現に寄与し、その活動をになう専門

性に基ついた教育と研鑽を積み、その質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 母子保健事業の実施及び普及・啓発活動に関する事業
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の尊重、普及、活動に関する事業
- (3) 次世代育成支援に関する事業
- (4) 助産業務の質の保証ならびに助産師育成および資質の向上に関する事業

- (5) 母子保健の調査・研究に関する事業
- (6) その他公益目的を達成するために必要な事業
- (7) 功績のあった会員に対して、本会からの表彰及び他団体からの表彰への推挙を行う事業
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 新潟県内に居住する助産師で、この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛同した助産師以外の個人・助産師学生および団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書に記入し、会長の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定めた入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が定めた退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対してその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入期限から6ヶ月以上納入されなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 死亡、または失踪したとき
- (4) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (5) 解散したとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定により退会し、除名され又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等その他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 総会

(総会の構成)

第12条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の種類と開催)

第13条 総会は通常総会および臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を示して開催の請求があったとき

(総会の権限)

第14条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事会において総会に付議した事項
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (6) 各年度の事業報告及び決算報告の承認
- (7) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (8) 合併、事業の一部又は全部の譲渡

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は第13条第3項第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会の招集は、総会の2週間前までに総会の日時、場所、目的及び審議事項等を記載した書面をもって正会員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会には議長団をおく。

- 2 議長団は2名以上とし、総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、全ての正会員の過半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなくてはならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 理事会で定めた時、正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又議決権の行使を委任することができる。この場合において、書面議決者又は議決委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会長、議長、議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名～17名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とし、そのほかの理事を常任理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって法人法の代表理事とし、副会長と常任理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は会長、副会長、常任理事を選定及び解任する。この場合において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者の中から会長及び副会長を選定することができる。
- 3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長・副会長及び常任理事は3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、総会で別に定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議によって定めるものとする。

(顧問)

第28条 この法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関して会長の諮問に応じなければならない。

(役員等の責任免除)

第29条 この法人は、法人法上の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長、常任理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときには、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 委員会

(委員会の設置および権限)

第37条 この法人の事業を推進するために必要があるときには、理事会はその決議により委員会を設置することができる。又その権限は、理事会で決議された事項を円滑に運営し、任務を遂行するものとする。

2 委員会の委員は理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し、毎事業年度の開始の前日までに、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て通常総会に提

出し、次の第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の規定より報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、役員名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

5 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第45条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第10章 事務局その他

(事務局)

第48条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で定める場合を除き、会長が行う。

2 事務局の内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第11章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営状況、財務資料等を積極的公表する。

(個人情報保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第12章 附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1

- 06第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特定民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
 3. この法人の最初の会長は佐山光子、副会長は駒形ユキ子、中山和美とする。

平成30年5月18日改正

平成24年12月10日施行